

## 災害時における被災者支援等の協力に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と、群馬県社会保険労務士会高崎支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、被災者支援のため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時の被災者支援のため、甲が乙に対して要請する相談業務に関し、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、円滑な被災者支援のために相談業務の必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定に基づき乙に協力を要請することのできる事項は、次のとおりとする。

- (1) 労働及び社会保険に関する事項
- (2) 社会保険労務士の業務に関する事項
- (3) その他乙が協力できる事項

3 甲は、前項の規定により乙に協力を要請する場合は、文書にて行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請された事項（以下「協力業務」という。）を実施することが困難な事情があるときを除き、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

### （費用負担）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき実施した協力業務の費用を負担するものとし、甲及び相談者（被災者）は負担を負わないものとする。

### （報告）

第5条 乙は、この協定により実施した協力業務の件数、対象者、相談概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

### （守秘義務）

第6条 乙及び乙の会員は、この協定により実施した協力業務において知り得た秘密及び個人情報、他にもらしてはならない。

### （災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づき実施した協力業務において、乙及び乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償について、負担を負わないものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、相互に担当者を定め、この協定が災害時に有効に機能するよう平常から連絡調整に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月2日

安中市安中一丁目23番13号

甲 安中市  
安中市長

高崎市城山町二丁目8番地5

乙 群馬県社会保険労務士会高崎支部  
支部長